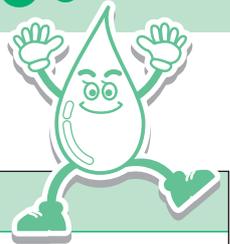


●●● 水道についてのご質問 ●●●

おもな質問とその回答は、次のとおりです。



●手続きについて

質問 新たに水道を使用するときの手続きは？

回答 引っ越し等により新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡下さい。給水開始の申込みをせずに水道を使用することはできません。
(水道料金センター ☎0479-30-3131)

【お知らせいただく内容】

- 水道を使用する住所
(アパートなどの場合は建物の名称と部屋番号)
- 使用者の氏名
- 使用を開始する年月日
- 連絡先 (自宅又は勤務先の電話番号)



初めての水道料金は、水道を使い始めた日から最初の検針日までの使用水量に基づいて料金を算出し、納入通知書 (請求書) により請求します。

質問 水道の使用を止めるときの手続きは？

回答 引っ越し等により現在使用の水道を中止するときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの予定日が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡下さい。引っ越しの日に検針を行い、その使用量に基づいて料金を算出します。引っ越し先へ納入通知書 (請求書) を送付します。現地にて料金を精算することもできます。
(水道料金センター ☎0479-30-3131)

【お知らせいただく内容】

- 水栓番号 (お客さま番号: 「使用水量のお知らせ」に表示してあります)
- 使用していた住所
- 使用者氏名
- 引越日
- 引越先

引っ越しまでの水道料金は、前回の検針日から引っ越しまでの使用量をもとに算出します。

質問 水道料金センターについて教えてください。

回答 水道部では、平成18年4月から窓口業務・電話受付・検針収納など営業業務全般を民間会社に委託し、水道料金センターで一連の業務を一元的に処理しています。委託により、直営では困難であった土曜日の窓口営業、電話受付を実施できるようになったほか、平日の営業時間を午後6時まで延長するなど、お客様サービスを充実させることができます。下記に関するお問い合わせは、水道料金センターへお願いします。

- 水道の使用開始、引っ越しによる中止精算
- 使用者、請求先等の変更
- 使用水量、水道料金及び下水道使用料に関すること
- 未納水道料金等の納入相談

